

福岡県公報

平成二十六年十月二十八日
第三千六百四十号
増刊 ①

目次

人事委員会

○福岡県職員の特種勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課) …………… 一

人事委員会

福岡県職員の特種勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十六年十月二十八日

福岡県人事委員会委員長 箕田孝行

福岡県人事委員会規則第二十一号

福岡県職員の特種勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

福岡県職員の特種勤務手当に関する条例の施行規則(昭和二十九年福岡県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号を次のように改める。

二 婦人相談員兼母子・父子自立支援員

第四条第二項第一号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。